

建設工事請負契約約款

(総則)

- 第 1 条 発注者及び受注者は、契約書及びこの約款に基づき、設計図書に従い、日本国の法令並びに地方独立行政法人広島県立病院機構の会計規程、会計実施規程、契約規程その他の関係規程を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 設計図書とは、図面、仕様書、現場説明書及び質問回答書をいう。契約書類間に相違がある場合の優先順位は、契約書、質問回答書、仕様書、図面、共通仕様書、現場説明書の順とする。ただし、入札説明書に別段の定めがある場合は、その定めによる。
- 3 受注者は、契約書記載の工事を工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡し、発注者は請負代金を支払う。
- 4 施工方法その他工事目的物を完成するため必要な手段は、この約款又は設計図書に定めがある場合を除き、受注者の責任で定める。
- 5 催告、請求、通知、報告、申出、承諾、協議、指示及び解除は、書面又は発注者が認める電磁的方法により行う。
- 6 契約に用いる言語は日本語、通貨は日本円、計量単位は計量法に定めるものとし、日本国法を準拠法とする。

(関連工事の調整)

- 第 2 条 発注者は、受注者の工事と第三者が施工する工事が施工上密接に関連するときは、その施工を調整する。受注者は、発注者の調整に従い、関連工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(内訳書及び工程表)

- 第 3 条 受注者は、契約締結後 14 日以内又は発注者が指定する日までに、設計図書に基づく請負代金内訳書及び工程表を提出しなければならない。変更契約を締結した場合も同様とする。
- 2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済に係る掛金その他発注者が指定する経費を明示する。
- 3 内訳書及び工程表は、契約書で別段の定めをした部分を除き、発注者及び受注者を拘束しない。発注者は、必要がないと認めるときは提出を免除できる。

(適正な労務費の確保)

- 第 4 条 発注者及び受注者は、建設業法その他関係法令並びに労務費に関する基準を踏まえ、適正な労務費及び工期の確保に努める。
- 2 受注者は、技能者に適正な賃金を支払い、下請契約において適正な労務費を確保しなければならない。発注者は、必要があると認めるときは、その確認に必要な書類の提出を求めることができる。

(契約の保証)

- 第 5 条 受注者は、契約書又は入札説明書に定めるところにより、契約保証金の納付、担保の提供、金融機関等の保証、公共工事履行保証証券又は履行保証保険のいずれかにより契約の保証を付さなければならない。
- 2 保証の額は請負代金額の 10 分の 1 以上とする。ただし、契約書又は入札説明書に別段の定めがある場合は、その定めによる。

- 3 発注者は、法人の契約規程その他の定めにより必要がないと認めるときは、契約の保証を免除できる。

（権利義務の譲渡等）

第 6 条 受注者は、契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

（一括下請負の禁止）

第 7 条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は独立して機能を発揮する部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人等）

第 8 条 発注者は、受注者に対し、下請負人、下請負代金額、施工体制その他必要な事項の報告を求めることができる。

- 2 受注者は、法令上加入義務のある健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出を履行していない建設業者を、特別な事情について発注者の承認を得た場合を除き、下請負人としてはならない。

（特許権等）

第 9 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他第三者の権利の対象となる工事材料又は施工方法を使用するときは、その使用に関する責任を負う。ただし、発注者が指定し、設計図書に権利の存在が明示されず、受注者が知らなかったときは、この限りでない。

（監督職員）

第 10 条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名及び権限を受注者に通知する。

- 2 監督職員は、受注者又は現場代理人への指示、承諾若しくは協議、施工詳細図の承諾、工程管理、立会い、施工状況の確認及び工事材料の試験又は検査を行う。

（現場代理人及び主任技術者等）

第 11 条 受注者は、法令及び設計図書に従い、現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は専門技術者を定め、その氏名等を発注者に通知する。

- 2 現場代理人は、工事現場の運営及び取締りを行い、請負代金額若しくは工期の変更、請負代金の請求若しくは受領又は契約解除に係る権限を除き、受注者の権限を行使できる。
- 3 発注者は、現場の運営に支障がなく連絡体制が確保されると認めるときは、現場代理人の常駐を要しないこととすることができる。

（履行報告及び関係者への措置）

第 12 条 受注者は、設計図書に従い履行状況を報告する。発注者は、現場代理人、技術者、下請負人又は労働者が著しく不相当と認めるときは、理由を示して必要な措置を請求できる。

（工事材料の品質及び検査）

第 13 条 工事材料は設計図書に定める品質を有するものとし、品質が明示されていないときは、工事目的に適合する均衡を得た品質とする。

- 2 検査を受けるべき材料は、監督職員の検査に合格したものを使用する。不合格材料は、発注者が指定する期間内に搬出する。

（立会い及び工事記録）

第 14 条 受注者は、設計図書で立会い又は記録を指定された施工について、監督職員の立会いを受け、又は工事写真その他の記録を整備する。発注者の請求があったときは、指定期間内に提出する。

（支給材料及び貸与品）

第 15 条 支給材料及び貸与品の品名、数量、品質、引渡場所等は設計図書による。受注者は、引渡しを受けたものを善良な管理者の注意をもって管理し、不用となったときは返還する。

（工事場所の管理及び明渡し）

第 16 条 受注者は、工事場所、院内施設及び貸与区域を善良な管理者の注意をもって管理する。工事完成又は契約解除のときは、物件を撤去し、原状を回復して明け渡す。

（設計図書不適合の場合の改造等）

第 17 条 施工部分が設計図書に適合しない場合、受注者は監督職員の請求に従い改造する。不適合が発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は必要に応じ工期又は請負代金額を変更する。

- 2 受注者が検査又は立会いに関する定めに違反した場合、発注者は必要最小限度の破壊検査を行うことができ、その費用は受注者が負担する。

（条件変更等）

第 18 条 受注者は、設計図書の不一致、誤り若しくは脱漏、表示の不明確、施工条件と現場の不一致又は予期できない特別な状態を発見したときは、直ちに監督職員へ通知し確認を求める。

- 2 発注者は、受注者立会いの上で調査し、原則として調査終了後 14 日以内に結果及び必要な措置を通知する。必要があるときは設計図書、工期又は請負代金額を変更する。

（設計図書の変更）

第 19 条 発注者は、必要があると認めるときは、変更内容を通知して設計図書を変更できる。この場合、必要に応じ工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に生じた合理的な増加費用を負担する。

（工事の中止）

第 20 条 受注者の責めに帰すことができない事由により施工できないと認めるとき、発注者は工事の全部又は一部を一時中止させる。必要に応じ、工期若しくは請負代金額を変更し、又は合理的な増加費用を負担する。

（工期の変更）

第 21 条 受注者は、自己の責めに帰すことができない事由により工期内に完成できないときは、理由を示して工期延長を請求できる。発注者は、特別の理由により工期短縮を請求できる。

- 2 工期の変更は、発注者と受注者が協議して定める。協議開始後 14 日以内に整わないときは、発注者が定めて通知する。
- 3 発注者は、著しく短い工期とならないよう、休日、労働時間、院内作業制約その他施工に必要な日数を考慮する。

（請負代金額の変更）

第 22 条 請負代金額の変更及びこの約款により発注者が負担する費用は、発注者と受注者が協議して定める。協議開始後 14 日以内に整わないときは、発注者が合理的な根拠に基づき定めて通知する。

- 2 協議又は承認のみをもって請負代金額又は工期が変更されたものとはみなさず、必要な変更契約を締結する。

（賃金又は物価の変動）

第 23 条 工期内の賃金水準又は物価水準の著しい変動により請負代金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は変更を請求できる。適用条件及び算定方法は、契約書、仕様書又は発注者が別に定める基準による。

（臨機の措置）

第 24 条 受注者は、災害防止その他緊急に必要があるときは、適切な措置をとり、直ちに監督職員へ通知する。受注者の通常の負担を超える合理的費用は、協議により発注者が負担する。

（一般的損害及び第三者損害）

第 25 条 引渡し前に工事目的物、材料又は施工に生じた損害は、発注者の責めに帰すべきものを除き、受注者が負担する。

- 2 施工により第三者へ損害を与えたときは、発注者の責めに帰すべきものを除き、受注者が賠償する。紛争が生じたときは、双方協力して解決する。

（不可抗力による損害）

第 26 条 天災その他不可抗力により損害が生じたときは、受注者は直ちに通知し、発注者は状況を確認する。費用負担は、保険等による補填、善管注意義務及び損害拡大防止措置を考慮し、双方協議して定める。

（検査及び引渡し）

第 27 条 受注者は、工事を完成したときは完成通知を提出する。発注者は、通知を受けた日から 14 日以内に検査員をして完成検査を完了し、結果を通知する。

- 2 検査に合格しないときは、受注者は直ちに修補し、再検査を受ける。検査合格後、受注者の申出により発注者は工事目的物の引渡しを受ける。

（請負代金の支払）

第 28 条 受注者は、完成検査に合格し引渡しを完了した後、請負代金を請求できる。発注者は、適法な請求書を受理した日から 40 日以内に口座振込により支払う。ただし、契約書に別段の定めがある場合は、その定めによる。

（部分使用及び部分引渡し）

第 29 条 発注者は、引渡し前に受注者の承諾を得て工事目的物の全部又は一部を使用できる。設計図書で指定した部分の完成検査、引渡し及び支払は、完成工事に準じて行う。

（前払金等）

第 30 条 受注者は、会計実施規程第 17 条その他法人の定め及び契約書により前払金又は中間前払金の対象とされた場合に限り、保証事業会社の保証他所定の要件を満たして請求できる。

- 2 前払金の割合、支払期限、使途、保証契約の変更及び返還は、契約書又は発注者が別に定めるところによる。

（部分払）

第 31 条 受注者は、会計実施規程第 18 条及び契約書に部分払の定めがある場合に限り、確認を受けた出来形部分又は既納部分の代価の範囲内で部分払を請求できる。

（第三者による代理受領）

第 32 条 受注者は、発注者の書面による承諾を得て、請負代金の全部又は一部の受領について第三者を代理人とすることができる。

（契約不適合責任）

第 33 条 引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約内容に適合しないとき、発注者は修補若しくは代替物の引渡しによる履行の追完、代金減額、損害賠償又は契約解除を請求できる。

- 2 発注者が相当期間を定めて追完を催告し、その期間内に追完がないときは、不適合の程度に応じ代金減額を請求できる。ただし、追完不能、明確な拒絶その他催告しても追完の見込みがないときは、催告を要しない。

（契約不適合責任期間）

第 34 条 発注者は、引渡しの日から 2 年以内に契約不適合を理由とする請求等を行う。ただし、設備機器本体等については、引渡し時の検査で直ちに発見できなかった不適合に限り、引渡しの日から 1 年以内とする。

- 2 受注者の故意又は重過失による不適合には前項の期間制限を適用しない。仕様書又は契約書に別段の期間を定めた場合は、その定めによる。

（発注者の催告による解除）

第 35 条 発注者は、受注者が契約上の義務を履行せず、相当期間を定めて催告しても履行がないときは契約を解除できる。ただし、不履行が軽微であるときはこの限りでない。

（発注者の催告によらない解除）

第 36 条 発注者は、受注者が、工事完成不能、履行拒絶、重大な契約違反、無断の権利譲渡、一括下請負、必要な技術者の不配置、破産その他契約目的を達成できないことが明らかな事由に該当するときは、直ちに契約を解除できる。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 37 条 第 35 条又は第 36 条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は当該規定による解除をすることができない。

（談合等による解除及び損害金）

第 38 条 受注者について、契約に関する独占禁止法上の排除措置命令若しくは納付命令が確定し、又は競売入札妨害、談合若しくは贈賄の刑が確定したときは、発注者は直ちに契約を解除できる。

- 2 前項の場合、受注者は、契約解除の有無にかかわらず、請負代金額の 10 分の 2 に相当する額を損害金として支払う。実損害がこれを超えるときは、発注者は超過額を請求できる。

（暴力団等の排除）

第 39 条 受注者又はその役員等が暴力団若しくは暴力団関係者に該当し、資金供与等を行い、社会的に非難される関係を有し、又はこれらの者を下請負人等として使用したときは、発注者は直ちに契約を解除できる。

- 2 受注者は、不当介入を受けたときは直ちに発注者へ報告し、所轄警察署へ届け出て排除に協力する。

（発注者の任意解除）

第 40 条 発注者は、工事完成前は、必要があるときは契約を解除できる。この場合、受注者に生じた合理的な損害を負担する。

（受注者の解除）

第 41 条 受注者は、発注者が契約に違反し、相当期間を定めて催告しても履行しないとき、設計図書の変更により請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき、又は工事中止が工期の 2 分の 1 を超えたときは契約を解除できる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 42 条 第 41 条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は当該規定による解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第 43 条 工事完成前に契約が解除されたとき、発注者は出来形部分を検査し、合格部分の引渡しを受け、その相当額を支払う。前払金等がある場合は精算する。

2 受注者は、支給材料及び貸与品を返還し、工事現場の物件を撤去して原状回復する。

（違約金及び損害賠償）

第 44 条 受注者の責めに帰すべき事由により完成前に契約が解除され、又は履行不能となったときは、受注者は請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として支払う。ただし、契約書又は入札説明書に別段の率を定めたときは、その率による。

2 受注者が工期内に完成できないときは、発注者は未完成部分に相応する請負代金額について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき財務大臣が定める率により遅延損害金を請求できる。

3 発注者に生じた損害が違約金を超えるときは、超過額を請求できる。

（発注者の支払遅延）

第 45 条 発注者の責めに帰すべき事由により請負代金の支払が遅れたときは、受注者は未受領額について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき財務大臣が定める率による遅延利息を請求できる。

（火災保険等）

第 46 条 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事目的物及び工事材料を火災保険、建設工事保険、請負業者賠償責任保険その他必要な保険に付し、その証券等を発注者に提示する。

（秘密保持及び情報セキュリティ）

第 47 条 受注者は、契約履行に関して知り得た患者、職員、施設、情報システムその他一切の非公知情報を、契約目的以外に使用し、又は第三者へ漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

2 受注者は、発注者の情報セキュリティ、入退室、撮影、媒体持込み及び端末接続に関する規程及び指示を遵守し、下請負人にも遵守させる。事故が生じたときは直ちに報告し、被害拡大防止及び調査に協力する。

（個人情報の保護）

第 48 条 受注者は、本契約の履行に当たり知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める個人情報をいう。以下同じ。）を、契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

- 2 受注者は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 受注者は、その使用する者又は再委託先に対し、前2項の規定を遵守させなければならない。
- 4 受注者は、個人情報の漏えいその他事故が発生したとき又は発生するおそれがあると認めたときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

(情報システムへの接続等の制限)

第49条 受注者は、発注者の承認及び指示に基づく場合を除き、発注者の情報システム、サーバ、ネットワーク機器その他情報通信設備に接続し、設定変更を行い、又は記録された情報を閲覧してはならない。

- 2 受注者は、本契約の履行に当たり使用する情報機器、記録媒体その他の機器について、発注者が定める情報セキュリティ上の規則及び指示に従わなければならない。
- 3 受注者は、情報セキュリティ上の事故又はそのおそれがある事実を認識したときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

(法令遵守及び実地調査)

第50条 受注者は、建設業法、労働安全衛生法、労働関係法令、消防法、廃棄物処理法その他関係法令を遵守する。

- 2 発注者は、予算執行及び契約履行の適正を確認するため、受注者に報告又は資料提出を求め、必要な調査を行うことができる。受注者は正当な理由なくこれを拒んではならない。

(相殺)

第51条 発注者は、契約に基づく受注者の賠償金、損害金、違約金その他の債務と、発注者が支払う請負代金その他の債務を対当額で相殺できる。

(紛争の解決)

第52条 契約に関する協議が整わないときは、発注者及び受注者は、建設業法に基づく建設工事紛争審査会のあっせん又は調停により解決を図ることができる。仲裁に付す場合は、別途仲裁合意書を作成する。

- 2 訴訟を提起する場合、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(電磁的方法)

第53条 この約款において書面で行うこととされる手続は、法令に違反せず、発注者が書面に準ずると認める電磁的方法により行うことができる。

(補則)

第54条 この約款に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、法人の会計規程、会計実施規程及び契約規程並びに関係法令に従い、発注者と受注者が協議して定める。

附則・適用条件

- 1 個別契約において、契約書、特約事項又は仕様書にこの約款と異なる定めを置いた場合は、その個別の定めを優先する。
- 2 次の項目は制定前に法人として決定すること。

[1] 契約保証の要否、免除基準及び保証率

- [2] 前払金、中間前払金及び部分払の採否・割合・支払期限
- [3] 低入札案件に係る保証率及び違約金率
- [4] 契約不適合責任期間と設備機器本体の扱い
- [5] 物価スライド条項の適用基準
- [6] 完成払の支払期限を 40 日又は法人標準の 30 日のいずれとするか
- [7] 監督職員・検査員の選任及び権限委任手続
- [8] 電磁的方法として認めるシステム、メール及び電子署名
- [9] 個人情報及び情報セキュリティ特約の別紙化
- [10] 建設工事紛争審査会の利用及び仲裁合意の運用